

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年7月30日
【事業年度】	第22期（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月
売上高 (千円)	1,932,178	2,056,268	2,229,642	2,359,311	2,546,080
経常利益 (千円)	248,629	327,626	367,760	414,313	431,501
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	123,445	201,659	239,376	255,791	282,920
包括利益 (千円)	123,483	200,897	239,376	255,791	282,920
純資産額 (千円)	1,545,144	1,543,752	1,777,194	1,907,984	2,133,504
総資産額 (千円)	3,228,375	4,327,123	4,969,086	5,566,077	6,056,772
1株当たり純資産額 (円)	264.17	90.29	101.17	108.89	119.67
1株当たり当期純利益金額 (円)	21.82	11.51	13.84	14.58	16.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	21.50	10.94	13.20	14.08	15.61
自己資本比率 (%)	47.8	35.6	35.7	34.2	35.2
自己資本利益率 (%)	8.6	13.1	14.4	13.9	14.0
株価収益率 (倍)	20.9	26.1	38.2	35.1	40.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	95,980	1,016,657	398,071	469,058	374,275
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,507	76,478	102,005	153,907	97,927
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	91,635	264,669	81,602	180,754	113,652
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	968,375	1,643,885	1,858,349	1,992,746	2,155,442
従業員数 (人)	121	129	133	141	143
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(11)	(10)	(12)	(8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2015年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、2015年8月1日付で1株につき3株の株式分割を行いました。第19期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 従来、売上原価に計上していた商品仕入高について、第19期より、売上高と相殺して表示する方法(純額表示)に変更いたしました。そのため、第18期の連結会計年度については遡及適用後の数値を記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月
売上高 (千円)	1,565,706	1,653,432	1,754,919	1,861,663	1,999,050
経常利益 (千円)	173,714	249,878	252,783	243,282	265,278
当期純利益 (千円)	84,582	156,244	168,773	144,679	172,100
資本金 (千円)	794,400	804,820	821,382	823,392	834,227
発行済株式総数 (株)	5,844,600	5,945,100	18,312,300	18,369,900	18,680,400
純資産額 (千円)	1,379,990	1,333,182	1,496,021	1,515,698	1,630,399
総資産額 (千円)	3,001,065	4,018,539	4,539,212	4,974,830	5,310,804
1株当たり純資産額 (円)	235.91	77.95	85.14	86.47	91.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	4.25 (-)	6.80 (-)	4.50 (-)	4.50 (-)	5.20 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.95	8.92	9.75	8.25	9.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	14.85	8.47	9.31	7.96	9.50
自己資本比率 (%)	45.9	33.1	32.9	30.4	30.7
自己資本利益率 (%)	6.5	11.5	12.0	9.6	11.0
株価収益率 (倍)	30.56	33.70	54.15	62.06	65.88
配当性向 (%)	28.4	25.4	46.2	54.5	53.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	96 (11)	101 (11)	104 (10)	113 (12)	112 (7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2015年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、2015年8月1日付で1株につき3株の株式分割を行いました。第19期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 従来、売上原価に計上していた商品仕入高について、第19期より、売上高と相殺して表示する方法(純額表示)に変更いたしました。そのため、第18期の事業年度については遡及適用後の数値を記載しております。

## 2【沿革】

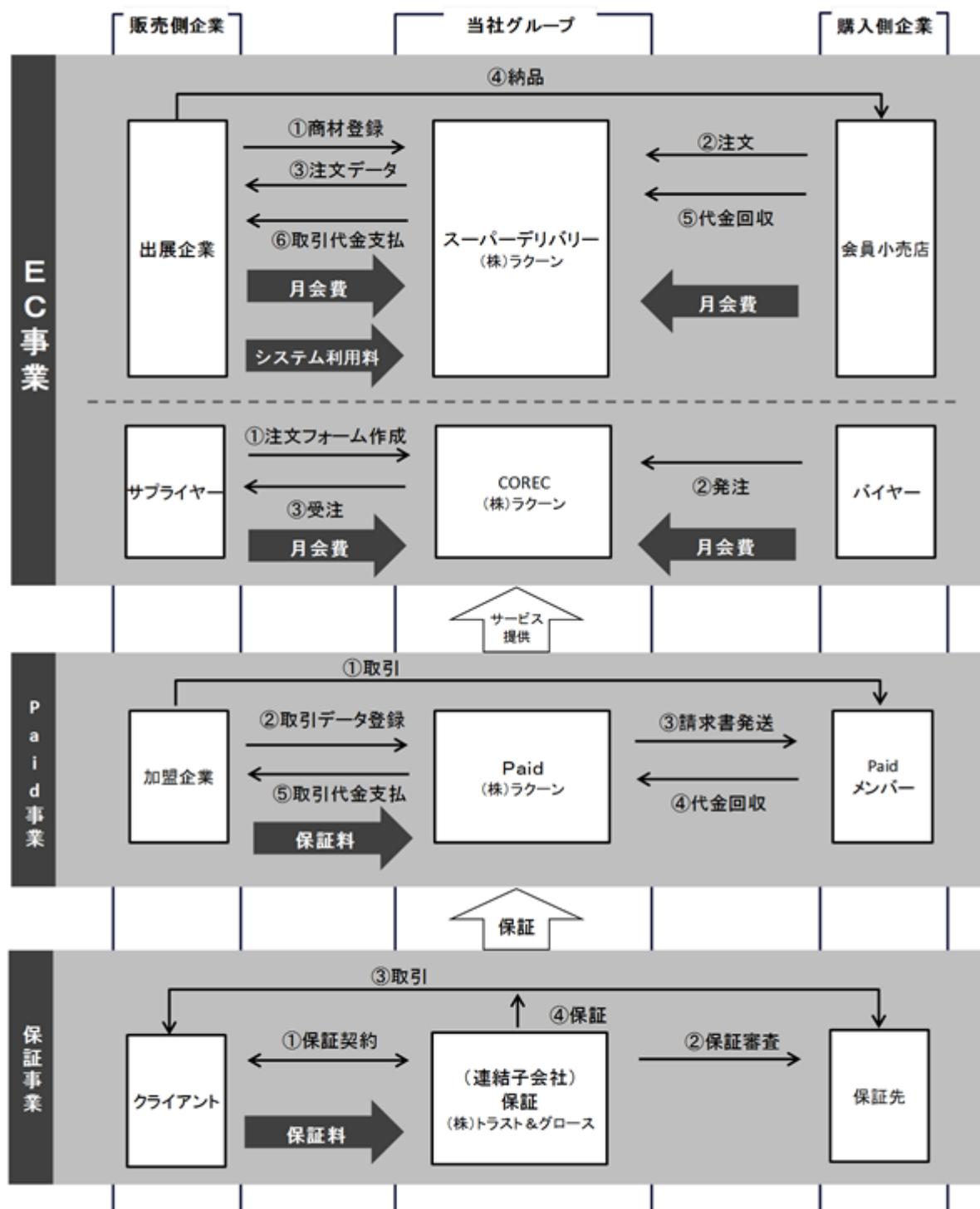
年月	事項
1993年 9月	東京都狛江市にラクーントレードサービス（個人事業主）を創業
1995年 9月	有限会社ラクーントレードサービス（資本金5,000千円）を設立
1996年 5月	株式会社に組織変更し、社名を株式会社ラクーン（資本金10,000千円）とする
1998年 8月	過剰在庫品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「オンライン激安問屋」をインターネット上に開設
2000年 4月	本社を東京都渋谷区に移転
2000年10月	日本経済新聞社主催「日経インターネット・アワード2000」ビジネス部門日本経済新聞社賞を受賞
2001年11月	本社を東京都中央区へ移転
2002年 2月	新商品及び定番品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」を開設
2002年 9月	「スーパーデリバリー」においてクレジットカード決済開始
2004年 7月	本社を東京都中央区内で移転
2004年 9月	「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」で掛売決済開始
2006年 4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2007年 4月	本社を東京都中央区内で移転
2007年 6月	大阪支社を開設
2008年 9月	集客用の売れ筋商品を取り扱う企業間取引（BtoB）サイト「バイヤーズナビ」を開設
2008年10月	事業再編に伴い「オンライン激安問屋」サイトを閉鎖
2009年 5月	「バイヤーズナビ」「スーパーデリバリー」両サービスを統合 「スーパーデリバリー」へ一本化
2010年11月	株式会社トラスト&グロースの株式100%を取得し、子会社化
2011年10月	企業間で取引できるBtoB後払い決済サービス「Paid（ペイド）」を開設
2012年10月	本社を東京都中央区内で移転
2014年 3月	企業間取引（BtoB）における受発注をWeb上で一元管理できるクラウド型受発注ツール「COREC（コレック）」のサービスを開始
2014年 4月	連結子会社である株式会社トラスト&グロースが保証業務を行う「事業用家賃保証サービス」を開始
2015年 8月	「スーパーデリバリー」が越境ECとなる輸出版売サービス「SD export」を開始
2016年 3月	東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部に市場変更
2016年 6月	サービス産業生産性協議会主催「第1回 日本サービス大賞」地方創生大臣賞を受賞
2016年 8月	連結子会社である株式会社トラスト&グロースが中小企業向けネット完結型売掛保証サービス「URIHO（ウリホ）」のサービスを開始

### 3【事業の内容】

当社グループは、EC事業及びPaid事業を行う株式会社ラクーン（提出会社 以下「当社」という）及び保証事業を行う株式会社トラスト&グロス（子会社）により構成されております。当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念とし、現在は企業間取引分野での事業展開を行っておりますが、常に事業相互間でのシナジー効果ないしはリソースの共有を意識した事業展開を行うことを基本方針としております。

当社グループの事業内容と事業系統図は次の通りであります。なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」に掲げる報告セグメントの区分と同一であります。

（事業系統図）



## (1) EC事業

EC事業では、アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」の運営、および企業間取引(BtoB)における受発注をインターネット上で一元管理できるクラウド型受発注システム「COREC」の運営を行っております。

### スーパーデリバリー

スーパーデリバリーはアパレルメーカー・雑貨メーカーと小売店を繋ぐ卸・仕入れサイトです。出展企業がサイトに掲載した商品を会員小売店が購入するショッピングモール型のBtoBサイトです。メーカーが直接取引をするのが難しい中小規模小売店に対する卸売を安心かつ効率的に行えるサービスです。国内向けサイトと海外向けサイト(SD export)の2つのサイトを運営しております。

#### .国内向けサイト

中小規模小売店は販路拡大を考えるメーカーにとって魅力的なマーケットであるものの、(イ)小売店の信用リスクが比較的高い、並びに(ロ)売上規模の割に営業コストと管理コストがかかる、という問題があるため必ずしも積極的に販路拡大ができないのが現状であると考えております。

スーパーデリバリーでは、当社が会員小売店を集客、審査をしており、かつ、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに中小規模小売店への新規販路拡大が可能になります。また、出展企業は、既に取引を行っている中小規模小売店を当社グループの運営するサイトでの取引に切り替えることで取引の効率化が可能になります。

会員小売店は当社グループの運営するサイトを利用することで上記(イ),(ロ)の理由により従来取引が難しかったメーカーと取引を行うことが可能になります。さらに、多数の出展企業の商品の情報の入手や、事務管理コストや仕入れのための交通費等のコスト削減等、効率的な仕入れが可能になります。

スーパーデリバリーでは、出展企業、会員小売店の双方から月会費を徴収しているほか、流通額に応じたシステム利用料を出展企業から徴収しております。なお、スーパーデリバリーは、小売業以外の事業者も利用可能となっておりますが、こちらからは月会費を徴収しておりません。

#### .海外向けサイト(SD export)

海外販売は市場規模が大きいためメーカーにとって魅力的なマーケットであります。しかしながら、中小メーカーは、海外販売に必要な手続きや販路開拓のためのノウハウが少ないことがハードルとなり躊躇しているのが現状であると考えております。

SD exportでは、当社が輸出者となるため出展企業は輸出に必要な一連の手続きをする必要がなく、当社が指定する倉庫に商品を出荷するだけで、海外の小売店・企業に商品を販売することができます。また、代金の回収については、国内向けサイト同様、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに海外への販路拡大が可能になります。

海外の会員小売店は、サイトを利用することで、国内に拠点を持たず免税での仕入れが可能になります。

海外向けサイトでは、出展企業からSD export利用に際しての追加徴収を行ってならず、また、会員小売店から月会費を徴収しておりません。流通額に応じたシステム利用料を出展企業から徴収しております。

### COREC

企業間取引に必要な発注書や見積書をインターネット上で送受信し一元管理できるツールです。機能を受発注に絞り込みシンプルな仕組みにしており、業種や企業規模にとらわれず事業者であれば誰でも利用することができます。事業者はサービスの利用により、受発注業務をクラウド化することで、特別なソフトウェアの購入やインストールの必要なく、安価かつ簡易に行うことができます。なお、発注側のバイヤーにおいては、CORECを利用していないサプライヤーに対しては、COREC上からEメールやFAXを送信し、発注業務を行うことも可能になっており、サプライヤーの環境に応じて発注方法を使い分けることができます。

CORECでは、サプライヤー・バイヤー共に無料プランで利用を開始出来、特定の機能を利用したいタイミングで有料プランへと申込を行ってしまい、月会費を徴収します。

## (2) Paid事業

企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行するサービスです。企業間取引は掛売りでの決済が商慣習となっておりますが、企業は取引先から掛売り決済を望まれても、請求にかかる手間、コストや回収リスクを考えると、簡単には実現できないのが実情です。Paidが販売側企業(=加盟企業)とその取引先企業(=Paidメンバー)の間に入り、与信管理から代金回収業務までをすべて代行し、未回収が発生した際もPaidが100%代金を支払うことで、企業は取引先に対する面倒な業務作業や回収漏れの負担がなくなり、初回の取引から安全でスピーディーな掛売り取引が実現できます。一方で、購入側であるPaidメンバーも初回から「掛売決済」にて取引が実現されることで、キャッシュ・フローが大幅に改善するメリットがあります。

また、Paidは、企業間取引で発生する決済であれば、業種や企業規模にとらわれず利用できることに加え、オンライン取引、オフライン取引のどちらにも対応できることもサービスの強みです。

Paidでは、取扱高に応じた保証料を加盟企業から徴収しております。

なお、Paidでは加盟企業に代わり与信リスクを負担することになりますが、Paidは、子会社の株式会社トラスト&グロースのサービスを利用しており、与信リスクは子会社が負担しております。

### (3) 保証事業

保証事業では、企業間取引で発生した売掛金が未回収になった時に取引先に代わって売掛金を支払う売掛保証サービスの提供と、事務所や店舗などの事業用途の不動産物件において、入居者の保証人となり賃料滞納が発生した場合に入居者に代わって家主に賃料及び訴訟費用を支払う事業用家賃保証サービスの提供を行っております。両サービスともに、子会社の株式会社トラスト&グロースが提供しております。

#### 売掛保証

企業間取引で発生した売掛金が未回収になった時に取引先に代わって売掛金を支払うサービスです。販売側企業は、取引先に対してあらかじめ売掛保証をかけることで、未回収リスクを負わず、安心して取引を拡大できます。サービスを利用することで取引先の与信判断に時間を割くことも、取引を迷うこともなくなります。また、取引先には保証をかけていることを知らせずに利用できます。

企業は、商取引を行う際、取引先企業に対する与信リスクが発生いたします。与信リスクの回避には、取引先企業の与信管理が重要になりますが、自社で管理するには、与信管理業務はコスト負担が重く、さらに、取引先企業の売掛債権が倒産等により未回収となる可能性もあるため、企業は慎重にならざるを得ず、積極的に取引先の拡大を実施したくても、なかなか難しいのが現状です。売掛保証サービスは、販売側企業が保証契約を締結することで、企業の取引先の売掛債権に回収不能が発生した場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に保証金額を支払うサービスであります。当該サービスの利用により、保証契約を締結した企業は、貸し倒れリスクの排除が可能になり、また同時に、与信のアウトソーシングと債権回収業務を削減することができます。取引先企業に対する信用リスクを最小化できることで、企業は、取引の活性化を実現することが可能になります。

当該サービスは、特に中小企業に対する売掛債権保証を強みとしていることから、取引先に中小企業を多く抱える企業に利用されていることも特徴で、利用する販売側企業の事業規模や保証ニーズに応じて「T&G売掛保証」と「URIHO」の2種類を提供しております。

「T&G売掛保証」では、販売側企業から保証料を徴収しております。保証料はサービス及び取引先の信用リスクの度合いによって異なり、また、提供するサービスは、保証依頼企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、各種取り揃えております。その中から、企業は保証の規模や、期間、予算等に応じて自由に選択することができます。

「URIHO」は、年商5億円以下の企業向け売掛保証サービスです。販売側企業から、当該企業の年商に応じた月会費を徴収しております。申込みから与信審査、保証の請求に至るまですべての手続きをインターネット上で行うことで当社の業務を効率化し、利用する販売側企業の利便性を高め、従来ターゲットにするのが難しかった年商5億円以下の企業に対し売掛保証のサービス提供を可能にしております。企業の年商に応じたプランごとに保証額の上限が設定されておりますが、その枠の中であれば何社でも保証をかけることが可能です。

#### 事業用家賃保証

事務所や店舗などの事業用途の不動産物件において、入居者の保証人となり賃料滞納が発生した場合に入居者に代わって家主（オーナー）に賃料及び訴訟費用を支払うサービスです。

入居者の家賃滞納は家主にとって大きなリスクです。リスク回避のため、賃貸契約を締結する際に入居者は連帯保証人を立てることを求められますが、事務所や店舗などの事業用途の不動産物件は賃料も高額であることが多いため、連帯保証人の成り手を見つけることが困難なことが多いのが現状です。当社の事業用家賃保証は、家主と入居者で賃貸借契約、家主と当社で賃貸保証契約、入居者と当社で保証委託契約と三者間契約を締結することで、入居者が賃料を滞納した場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に保証金額を支払うサービスであります。当該サービスの利用により、家主は賃貸滞納リスクの排除が可能になることで、不動産物件をスムーズに入居者に貸し出すことが可能になります。また、当該サービスでは訴訟費用の支払いも対象としているため、訴訟となった場合に発生する費用も抑えることが可能になります。

事業用家賃保証では、入居者から保証委託料を徴収しております。保証料はプランによって異なり、初回の保証期間満了後は、更新保証料を支払うことで保証期間も更新となります。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社トラスト&グロース	東京都中央区	490,000	保証事業	100	売掛債権の 保証サービスを利用 役員兼任4名 (うち当社従業員1名)

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 株式会社トラスト&グロースについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	792,316千円
	(2) 経常利益	175,063千円
	(3) 当期純利益	119,661千円
	(4) 純資産額	774,749千円
	(5) 総資産額	1,058,776千円

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2018年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
EC事業	100(5)
Paid事業	12(2)
保証事業	31(1)
合計	143(8)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の( )外数は、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

##### (2) 提出会社の状況

2018年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
112(7)	34.1	7.4	5,902,460

セグメントの名称	従業員数(人)
EC事業	100(5)
Paid事業	12(2)
合計	112(7)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の( )外数は、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 平均年間給与は、兼務役員の従業員報酬を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しております。

「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念として、以下の経営方針に基づいて事業展開を行っております。

- a. 企業間取引分野、インターネット分野、金融分野などの専門性の向上を重視する。
- b. 顧客のニーズに真摯に耳を傾け、顧客ニーズを充足することを重視する。
- c. システム開発に関しては極力自社開発とする。
- d. 労働集約的な仕組みでなく、極力自動化し、効率的な経営を行う。

当社グループは、経営理念に従って、企業と企業が取引を行う上で必要なサービスに新しい価値を創出し、進化させていくことが事業拡大に必要であるとしており、また、株主利益の増大が実現されると考えております。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、IT及びFinTechを活用した企業間取引サービスを軸に、事業相互間でのシナジー効果ないしリソースの共有を意識した事業展開により成長してきました。今後も、既存の事業のさらなる成長に加え、すでに保有するリソースを利用できる新規事業を創造していくことで収益手段の多様化に取り組み、企業間取引を効率化するためのインフラサービスを提供する企業として成長、拡大を行ってまいります。

#### EC事業

「スーパーデリバリー」は、アパレルメーカー・雑貨メーカーと小売店を繋ぐ企業間取引(BtoB)サイトです。当社グループでは、企業間取引(BtoB)は「仕入取引」であるため、本来、継続的な取引が中心であると考えております。そのため、「スーパーデリバリー」においては、メーカーと小売店の継続的な取引を拡大させることが重要な要素であると認識し、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで流通額を増加させていく方針であります。

また、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」の獲得や、マーケットの信頼性を高めるための施策を行うことにより、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでいく方針であります。

#### Paid事業

「Paid」については、加盟企業とPaidメンバーの獲得に注力してまいります。加盟企業とPaidメンバーの増加により、取扱高の増加を図り、さらに保証料収入を増加させることで事業規模を拡大していく方針であります。そのために、知名度・信頼性の向上を図ることで、集客の促進を行ってまいります。また、獲得した加盟企業とPaidメンバー間の利用を増加させるために積極的にシステム投資を行うことで利便性の向上にも努めてまいります。

#### 保証事業

保証事業については、保証残高を拡大することで、保証料収入を増加させ事業拡大に努める一方で、審査精度の向上に努めてまいります。また、インターネットを活用したサービス提供のためのシステム投資にも努め、クライアントの利便性向上を図ってまいります。

#### (3) 経営環境

IT及びFinTechを活用した市場は、技術進歩が非常に早く、高い成長が見込まれることを背景にサービスも進化し、多様化しております。変化の激しい市場において、当社は技術進歩に対応しながら、既存事業、新規事業ともに付加価値の高いサービスを提供し続けられるよう努める方針であります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

##### 新規事業の展開について

当社グループは、これまで企業間取引分野で事業展開することで企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社グループの中長期的な成長を持続させていくためには、更なる収益基盤の強化及び事業領域を拡大していくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループでは既存事業の事業成長とともに、積極的に新規事業の創出や、必要に応じてM & Aを実施し成長性のあるビジネスを当社の成長に取り込んでまいります。

## EC事業

### a．スーパーデリバリーの海外展開

「スーパーデリバリー」は、サービス開始以来、増収を続けておりますが、その成長スピードを上げていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するための施策の一つとして、これまで国内の小売店に限定していた取引を、海外の小売店にも拡張しております。日本製の商品や、日本で企画された商品は海外における人気が高いことから、海外展開を「スーパーデリバリー」の成長施策の一つとして位置づけております。今後、海外の小売店に対する流通額の増加を促進するために、戦略的な広告投資により集客を行い、また、利便性向上のためのシステム投資や仕組みの導入に努める方針であります。

### b．スーパーデリバリーの出展企業の確保と安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」の中長期的な事業規模拡大には、新規の出展企業の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するために、小売店からのニーズが高い出展企業の更なる獲得、及び出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といったEC卸サイト媒体としての価値向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針であります。

## Paid事業

### 参加企業の拡大

Paid事業の事業規模拡大には、取扱高の増加が必要であり、そのためには、Paid内で取引を行う加盟企業とPaidメンバーを増加させることが課題であると認識しております。

この課題に対応するために、積極的かつ戦略的な広告投資による集客を行っていく方針であります。また、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努める方針であります。

## 保証事業

### a．利益の安定性

保証事業は順調に保証残高を積み上げ成長をしておりますが、まだまだ規模が小さいと認識しております。そのため、今後も積極的に事業規模を拡大し、保証残高を積み上げていく方針ですが、一方で当社内で一定のリスクをとるビジネスモデルであるため、保証履行による損失が利益に与える影響が大きくならないようにしていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応し安定的な利益成長をしていくため、保証先企業に対する審査基準を随時見直し、保証履行の発生を抑えるよう努める他、再保証の活用や、免責事項付の商品の提供等によりリスク分散に努めてまいります。

### b．商品力の強化

保証事業の事業規模拡大には、保証残高を積み上げていくことが必要であり、そのためには、より多くの企業がクライアントとしてサービスを利用することが必要であると認識しております。

この課題に対応するために、様々な業界や規模のクライアントのニーズに対応した商品の開発を行っていく方針であります。

## 2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在における当社グループの経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、その通りに実現することを保証するものではありません。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### B2B-EC業界の成長性について

当社グループは、「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念とし、事業の多くはインターネット技術を活用したサービスの提供をしており、B2B-EC市場の成長を背景にして事業を運営しております。しかしながら、同市場の歴史は浅く、また成長過程にあることから普及に関して将来予測を行うことは困難な状態であります。そのため、今後もこれまでと同様に普及が進展する保証はなく、新たな規制の導入等、同市場の成長が阻害されるような状況が発生した場合においては、当社グループの事業規模拡大に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競争について

当社グループは企業間取引に必要な機能のうち、「情報」と「決済」に関するサービスを提供しております。当社グループの提供する各サービスと同様のサービスを提供する企業はサービスごとにそれぞれ存在しております。当社グループでは、これまで蓄積してきた企業間取引特有の商慣習に対するノウハウを背景に、企業と企業の取引を、よりスピーディで効率的で便利なものにしていくために、常にユーザビリティの向上を意識した仕組みの構築、商品構成、安心して取引できる環境の提供等に取り組むことで差別化を図っております。しかしながら、当社グループと同様のサービスを提供する企業及び今後新たに参入する企業との競争が激化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 事業内容に関するリスク

#### 当社グループの与信管理について

Paid事業ならびにEC事業の「スーパーデリバリー」における掛売り決済での取引は、当社グループの株式会社トラスト&グロースの売掛債権保証事業に基づき提供しております。従って、当社グループの与信リスクは保証事業に集約されます。

保証事業は、顧客である事業会社から徴収する売掛債権の保証料を売上高として計上し、保証を引き受けた結果発生するコスト（保証履行や貸倒等の費用）を差し引いた金額が売上総利益となっております。売掛債権保証の市場は、近年、売掛債権の保全や与信管理の強化に関する企業ニーズの高まりを受け拡大しつつあり、当社グループでは、保証残高を積み上げるとともに、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく、最適な保証引受審査を行うことがビジネスモデル上、重要であると考えております。

そのため、日々の営業活動を積極的に行うことで保証残高を積み上げることに尽力する一方で、保証履行を適切な水準に抑えるために、保証先企業の審査基準についても随時見直し、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させて、極度に保証履行率が悪化しないように努めております。また、保険会社等との再保険契約の活用により、保証履行が発生した場合には当社グループが被る損害の一部を担保させることで、当社が負担する保証履行金額を軽減させるよう努めております。さらに、事業会社から徴収する保証料についても、これまでの保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させ、随時見直しております。しかしながら、当社グループが想定する以上の保証履行が発生した場合には業績に影響を与える可能性があります。

なお、2018年4月末現在の保証事業保証残高（連結グループ内の保証残高1,712,787千円を含む）は18,420,504千円です。そのうち、当社グループでリスクを保有している保証残高は15,060,782千円であります。

#### 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、「企業活動を効率化し便利にする」ことを経営理念としております。この経営理念に基づき、これまで、Paid、CORECといった企業間取引にかかる分野での新しいサービスを生み出しており、今後も、企業間取引にかかる分野の新規事業の開発等に積極的に取り組んでいく方針です。新規事業の開発にかかる人材、システム、広告等に対する追加的な支出の発生及び事業が安定して収益を生み出すまでにはある程度の時間がかかることから、新規事業展開によって、当社グループ全体の利益が一時的に低下する可能性があります。また、新規事業を開始した際には、当該事業固有のリスク要因が加わる可能性があるとともに、事業展開が計画通りに進まない場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

当社の事業を取り巻く法的規制について

EC事業の主力事業である「スーパーデリバリー」では、取り扱う商品の中で一部下記の様な法規制を受ける商品が存在しております。

a. ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意し、必要に応じてインボイス等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展規約」に特則（「ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを出展企業に保証させております。

また、並行輸入品も含めた海外ブランド品の取り扱いに関しましては、別途真正商品である旨、偽ブランド品や知的財産権侵害商品を取り扱った場合には出展企業が責任を取る旨の誓約書の提出を求めることで関連法規・法令等の遵守に努めております。しかしながら、販売した商品に万が一、上記記載の知的財産権等を侵害するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

b. 医薬部外品、化粧品、加工食品等の販売について

「スーパーデリバリー」の取り扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、加工食品（健康食品を含む）は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社グループは、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展規約」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」及び「加工食品などの出展に関する特則」）を規定し、関連法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容がないかを当社グループ内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	不当廉売・再販売価格維持行為・誇大広告の禁止
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売の承認と許可 虚偽・誇大広告の禁止、医薬品的表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止 誇大表示・広告の禁止
食品表示法	名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等の食品への表示義務
知的財産基本法	特許権、著作権、商標権等の知的財産権侵害の禁止

#### c. 保証事業及びPaid事業について

保証事業は、「保険業法」上の保険業、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の債権管理回収業、「金融商品取引法」上の金融商品取引業、及び「貸金業法」上の貸金業のいずれにも該当いたしません。また、Paid事業についても、「割賦販売法」上の包括信用購入あっせん、「貸金業法」上の貸金業、及び「銀行法」上の為替取引のいずれにも該当いたしません。従って監督官庁は存在せず、いわゆる業法上の法的規制の対象とはなっておりません。しかしながら、今後新たな法律の制定や現行法の解釈に変化があった場合には、これらの事業が法的規制の対象となる可能性があり、その場合、事業の継続に支障をきたし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 取引先情報の管理体制について

当社グループは、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取り扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社グループでは、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、万一これらの情報が外部に流出した場合、当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

#### (4) 事業体制に関するリスク

##### システム開発及び運用・管理の体制について

当社グループでは、現在、主に自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。事業の多くはインターネットを通じて取引を行うため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上で重要であります。従って、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行うことができなかつた場合には、システム開発の遅延や運営・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社グループの業務運営に支障をきたす可能性があります。

##### システム障害について

当社グループの事業の多くはインターネットを通じて取引を行っております。そのため、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては事業の全体、あるいはその一部が中断され、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社グループでは、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行うことができない状態になった場合においても当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

##### 災害に関するリスク

当社グループは、東京都中央区に本社を置き、グループ全体の経営管理体制機能を集約しております。そのため、大規模な自然災害やその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が、本社エリアに発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

#### (5) その他

##### M&Aについて

当社グループは、グループ全体の成長戦略を推進していくために必要に応じてM&Aを実施する方針です。M&Aの実行に際しては対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスク検討を行う方針ですが、これらの調査で確認・想定されなかつた事象がM&A等の実行後に判明あるいは発生した場合や、市場環境の変化等により事業展開が計画どおりに進まない場合には、対象企業の投資価値の減損処理を行う等、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、M&A等により、当社グループが従来行っていない新規事業が加わる際には、当該事業固有のリスク要因が加わる可能性があります。

##### ストック・オプションについて

当社グループは、役員及び従業員の経営参画意識高揚のために会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従って、2011年7月8日及び2014年11月13日開催の取締役会の決議に基づく新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。また、今後に関しましてはストック・オプションの付与を行う可能性があります。これらストック・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社グループ株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、2018年4月30日現在でのストック・オプションによる潜在株式数は1,334,400株（発行済株式総数に対して7.1%）となっております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概況は以下のとおりであります。

##### 財政状態の状況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末より490,695千円増加して6,056,772千円になりました。流動資産は、480,819千円増加して5,657,319千円になりました。増加の主な要因は、取引の増加により売掛金が290,722千円増加したことに加え、親会社株主に帰属する当期純利益が増加した影響により現金及び預金が164,381千円増加したことによるものであります。固定資産は、9,875千円増加して399,453千円になりました。増加の主な要因は、のれんの償却9,720千円及び、減価償却超過額の損金算入により繰延税金資産が6,223千円減少した一方で、投資有価証券が追加取得25,000千円、運用損2,612千円を計上したことにより22,387千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末より265,174千円増加して3,923,267千円になりました。流動負債は277,039千円増加して3,885,326千円になりました。増加の主な要因は、取引の増加により買掛金が264,618千円増加したことによるものであります。固定負債は11,865千円減少して37,941千円になりました。減少の主な要因は、預り保証金が17,200千円増加した一方で、長期借入金が1年内返済予定の長期借入金への振替により25,000千円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末より225,520千円増加して2,133,504千円になりました。増加の主な要因は、配当金の支払いにより利益剰余金が78,747千円減少した一方で、新株予約権の行使により資本金と資本準備金が合計で21,670千円、親会社株主に帰属する当期純利益282,920千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度（2017年5月1日～2018年4月30日）における我が国経済は、企業収益が引き続き緩やかに回復し、また、堅調な雇用・所得情勢を背景に、個人消費も底堅く推移しております。海外情勢においては緩やかな回復となっておりますが、米中の貿易摩擦懸念や世界各地の地政学リスクなどによる影響により、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような状況の中、当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業の事業規模拡大に努めてまいりました。2018年4月期は、前期に引き続き、EC事業の「スーパーデリバリー」におけるSD exportとPaid事業の「Paid」及び保証事業の「URIH0」の認知度・知名度の向上及び集客加速のための広告投資を行っております。また、営業力強化やシステム開発など各サービスの利便性向上のための人員の増加も行っております。これにより、すべての事業について売上高は増加いたしました。Paid事業の売上高の伸びが弱かったものの、保証事業の売上高の伸びが補い、当連結会計年度における売上高は2,546,080千円（前年同期比7.9%増）となりました。一方、費用面におきましては、前述の広告投資と人員増加の影響により販売費及び一般管理費が増加したことに加え、保証事業において原価率が上昇したことで売上高の伸びに比べ利益の伸びが低くなりました。

この結果、営業利益437,689千円（前年同期比4.0%増）、経常利益431,501千円（前年同期比4.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益282,920千円（前年同期比10.6%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### （EC事業）

EC事業の主力事業である「スーパーデリバリー」は、事業規模の拡大とBtoBにおけるEC市場の普及とともに、海外事業者及び国内の小売業以外の事業者からの仕入れニーズの高まりを受け、ターゲットを従来からの国内の小売店だけでなく、国内の小売業以外の事業者及び海外事業者にも拡大しております。そのため、現在、それぞれの仕入れニーズを高める施策及び、販路の広がった出展企業が安心して取引拡大できる施策に取り組むことで流通額を増加させることに努めております。

当連結会計年度の流通額につきましては、国内流通額は小売業に対する流通額が横ばいとなりましたが、小売業以外の事業者に対する流通額が引き続き増加したことで前年同期比2.6%増となりました。海外流通額（SD exportと日本語版サイトでの海外向け流通額の合算）につきましても、順調に増加し前年同期比67.8%増となりました。この結果、「スーパーデリバリー」全体の流通額は、100億円を突破し、10,584,249千円（前年同期比7.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数97,200店舗（前期末比26,680店舗増）、出展企業数1,272社（前期末比83社増）、商材掲載数711,633点（前期末比73,981点増）となりました。

「COREC」につきましては、引き続き知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しております。その結果、当連結会計年度末におけるユーザー数は16,701社となりました。

この結果、EC事業の売上高は1,695,226千円（前年同期比5.2%増）、セグメント利益は225,539千円（前年同期比1.5%増）となりました。

（Paid事業）

Paid事業におきましては、引き続き加盟企業の獲得増加と獲得した加盟企業の稼働率向上を図ることに取り組んでおります。2018年4月期は、前期の投資による成長を軌道に乗せながら、さらなる成長投資を行っております。当第4四半期連結会計期間においては、これまで、一部の店舗に限られていた株式会社LIXILビバの「売掛カード」の発行によるホームセンター店頭でのPaidの利用が、2018年4月よりビバホーム全店舗に広がりました。この他、様々な取組みにより当連結会計年度末の加盟企業数は2,800社を超えました。一方で、加盟企業の稼働率と取扱高単価が横ばいで推移し、取扱高（グループ内の取扱高6,910,599千円を含む）は、19,063,635千円（前年同期比14.9%増）となりました。

この結果、Paid事業の売上高は483,234千円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益は44,828千円（前年同期比60.8%増）となりました。

（保証事業）

保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。また、2018年4月期は、2016年8月より開始した「URIH0」のターゲットとなる中小企業に対し、効果的なマーケティング活動を行うことでクライアントを増加させることに取り組んでおり広告宣伝費が増加しております。一方で、「T&G売掛保証」において保証料率の低いサービスプランが伸びていること、従来の収益モデルと異なる事業用家賃保証、「URIH0」の売上高が順調に増加していることにより、売上原価率が前年同期比2.1ポイント上昇いたしました。

この結果、保証残高は当連結会計年度末においても、すべてのサービスにおいて増加し、保証残高は18,420,504千円（連結グループ内の保証残高1,712,787千円を含む）と前期末比62.3%増となりました。保証事業の売上高は、792,316千円（前年同期比9.9%増）、セグメント利益は166,441千円（前年同期比1.0%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は2,155,442千円になりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は374,275千円（前年同期比94,782千円の資金の減少）になりました。この主な要因は、取引量の増加に伴い売上債権が290,722千円増加した一方で、税金等調整前当期純利益を422,693千円計上及び仕入債務が264,618千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は97,927千円（前年同期比55,979千円の資金の増加）となりました。この主な要因は、ソフトウェア開発及びソフトウェア購入による無形固定資産の取得のための支出が71,459千円発生したことに加え、投資有価証券の取得による支出が25,000千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は113,652千円（前年同期比67,102千円の資金の増加）となりました。この主な要因は、新株予約権の行使による株式の発行による収入が21,424千円発生した一方で、長期借入金の返済による支出50,000千円、配当金の支払額78,747千円を計上したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	前年同期比(%)
EC事業 (千円)	1,695,226	105.2
Paid事業 (千円)	303,381	121.6
保証事業 (千円)	547,472	110.0
合計 (千円)	2,546,080	107.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

EC事業の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	前年同期比(%)
システム利用料売上 (千円)	1,075,207	109.3
会員小売店向け売上(会費) (千円)	244,842	98.9
出展企業向け売上(基本料等) (千円)	369,383	98.0
その他 (千円)	5,792	147.8
合計 (千円)	1,695,226	105.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に関する見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、EC事業、Paid事業、保証事業ともに増加したことにより2,546,080千円（前年同期比7.9%増）となりました。

(売上総利益)

売上原価は、保証事業において「T&G売掛保証」で保証料率の低いサービスプランが伸びていること、従来と収益モデルの異なる事業用家賃保証、「URIHO」の売上高が順調に増加していること、さらに「事業用家賃保証」の保証履行引当金の算定方法変更による影響等により売上原価が440,475千円（前年同期比17.6%増）となりました。

この結果、売上総利益は2,105,604千円（前年同期比6.1%増）となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、EC事業の「スーパーデリバリー」におけるSD exportとPaid事業の「Paid」及び保証事業の「URIHO」の認知度・知名度の向上及び集客加速のための広告投資や営業力強化やシステム開発など各サービスの利便性向上のための人員の増加の影響により、1,667,915千円（前年同期比6.7%増）となりました。

この結果、営業利益は437,689千円（前年同期比4.0%増）となりました。

(経常利益)

営業外収益、営業外費用ともに前連結会計年度と同水準を維持した結果、経常利益は431,501千円（前年同期比4.1%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

前連結会計年度においては、EC事業のソフトウェアの減損処理に伴う減損損失32,777千円を計上し、前連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益を押し下げました。当連結会計年度においては減損損失の計上等もなかったことから親会社株主に帰属する当期純利益は282,920千円（前年同期比10.6%増）となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものはPaid事業の販売側企業に対する買掛金の支払いになります。Paid事業の取引代金の回収・支払のサイクルは基本的には取引先企業から回収の後に販売側企業へ支払いとなり、手元資金で賄える状況ですが、事業戦略上、多種多様な回収・支払のサイクルに対応していくために、売掛債権の流動化による資金調達も財源としております。

今後、既存事業の事業成長を図りながら、積極的に新規事業の創出や、必要に応じてM&Aを実施し成長性のあるビジネスを当社の成長に取り込んでいく考えであります。資金需要の必要性に応じて柔軟に資金調達を実施いたします。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は75,671千円であります。その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加71,459千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加3,120千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2018年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
			建物	車両 運搬具	工具、 器具及 び備品	ソフト ウェア	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都中央区)	EC事業 Paid事業	事務所	4,870	-	12,866	114,458	-	2,451	134,648	104 (7)
支社 (大阪府大阪市中央区)	EC事業	事務所	2,347	-	360	-	-	-	2,708	8 (-)

- (注) 1. 建物には賃借中の建物は含まれておらず、賃借中の建物の年間賃借料は61,618千円であります。  
2. 金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

##### (2) 国内子会社

2018年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				工具、器 具及び備 品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社トラスト&グロース	本社 (東京都中央区)	保証事業	事務所	238	47,934	405	48,578	31 (1)

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等(2018年4月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都中央区)	EC事業 Paid事業 保証事業	WEBアプリケーション開発	78,000	-	自己資金	2018年5月	2019年4月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等(2018年4月30日現在)

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,411,200
計	37,411,200

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2018年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,680,400	18,717,300	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	18,680,400	18,717,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2018年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年7月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 76名 子会社取締役 3名
新株予約権の数(個)	411 [370]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1、5、6	普通株式 369,900 [333,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)5、6	69(注)
新株予約権の行使期間	自 2011年7月27日 至 2019年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2、5、6	発行価格 69 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2018年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり金69円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1)新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
  - (a)2013年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
  - (b)行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円(ただし、上記に準じて取締役会により適切に調整される。)を超過した場合。
- (2)新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権の一部行使はできない。

### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (3)新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2013年4月12日開催の取締役会決議に基づき、2013年5月1日付で1株につき300株の割合をもって分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
6. 2015年7月10日開催の取締役会決議に基づき、2015年8月1日付で1株につき3株の割合をもって分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

決議年月日	2014年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3名
新株予約権の数（個）	3,215 [3,215]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） （注）1、7	普通株式 964,500 [964,500]
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）7	165（注）
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）2、3、7	発行価格 165 資本組入額 83
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2018年4月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金165円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、2017年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも625百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り捨て)を下回った場合、上記4.(1)の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (4) 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使できない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)を行う場合において、組織再編成行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表の新株予約権の行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の新株予約権の行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5. に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2015年7月10日開催の取締役会決議に基づき、2015年8月1日付で1株につき3株の割合をもって分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

**【ライツプランの内容】**

該当事項はありません。

**【その他の新株予約権等の状況】**

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2013年5月1日 (注)1	5,430,438	5,448,600	-	744,900	-	101,316
2013年5月1日～ 2014年4月30日 (注)2	396,000	5,844,600	49,500	794,400	49,500	150,816
2014年5月1日～ 2015年4月30日 (注)3	100,500	5,945,100	10,420	804,820	10,420	161,237
2015年5月1日～ 2015年7月31日 (注)3	83,400	6,028,500	8,647	813,467	8,647	169,884
2015年8月1日 (注)4	12,057,000	18,085,500	-	813,467	-	169,884
2015年8月1日～ 2016年4月30日 (注)3	226,800	18,312,300	7,914	821,382	7,914	177,799
2016年5月1日～ 2017年4月30日 (注)3	57,600	18,369,900	2,009	823,392	2,009	179,809
2017年5月1日～ 2018年4月30日 (注)3	310,500	18,680,400	10,835	834,227	10,835	190,644

- (注) 1 . 2013年5月1日付をもって1株を300株に株式分割し、発行済株式総数が5,430,438株増加しております。  
2 . 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。  
3 . 新株予約権の行使による増加であります。  
4 . 2015年8月1日付をもって1株を3株に株式分割し、発行済株式総数が12,057,000株増加しております。  
5 . 2018年5月1日から2018年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が36,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,287千円増加しております。

( 5 ) 【所有者別状況】

2018年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	29	29	37	2	3,608	3,721	-
所有株式数 (単元)	-	51,161	3,095	5,536	11,470	15	115,500	186,777	2,700
所有株式数の割合(%)	-	27.4	1.7	3.0	6.1	0.0	61.8	100.0	-

(注) 自己株式870,656株は、「個人その他」に8,706単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2018年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
小方 功	東京都品川区	5,023,800	28.21
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,990,700	11.18
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,978,100	11.11
石井 俊之	東京都中央区	504,200	2.83
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	427,500	2.40
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田東松下町45-1神田金 子ビル	420,300	2.36
KIA FUND 136(常任代理人 シティ バンク、エヌ・エイ東京支店)	MINITRIES COMPLEX POBOX 64 SATAT 13001 KUWAIT(東京都新宿区新宿6丁目 27-30)	347,949	1.95
MSCO CUSTOMER SECURITIES(常任代 理人 モルガン・スタンレーMUFG証 券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A.(東京都千代田区大手町1 丁目9-7)	312,900	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	242,200	1.36
今野 智	東京都世田谷区	213,200	1.20
計	-	11,460,849	64.35

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が870,656株あります。

2. 2017年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2017年8月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4 番1号	株式 225,700	1.23
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	株式 169,100	0.92
日興アセットマネジメント株 式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 373,600	2.03

3. 2018年4月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者である三菱UFJ国際投信株式会社、カブドットコム証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びエム・ユー投資顧問株式会社が2018年3月26日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 1,445,100	7.81
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	株式 555,500	3.00
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	株式 33,800	0.18
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	株式 275,000	1.49
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11	株式 135,600	0.73

4. 2018年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2018年4月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 35,200	0.19
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	株式 1,796,700	9.62

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2018年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 870,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,807,100	178,071	-
単元未満株式	普通株式 2,700	-	-
発行済株式総数	18,680,400	-	-
総株主の議決権	-	178,071	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

2018年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ラクーン	東京都中央区日本橋 蛸殻町一丁目14番14 号	870,600	-	870,600	4.66
計	-	870,600	-	870,600	4.66

(注)上記のほか、単元未満株式56株を所有しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	118	77,336
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2018年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	870,656	-	870,656	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2018年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績を反映した水準で利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を定款に定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として、中間配当することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績が順調に推移したことから、1株当たり5円20銭の配当金の実施を行うことを決定いたしました。

来期以降の配当予想に関しては現段階では未定であります。今後の事業規模拡大に備えるための内部留保の充実を図りながら経営成績の推移及び必要資金の状況を勘案しつつ配当を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化と事業規模拡大のための備えとしたいと考えております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2018年7月28日 定時株主総会決議	92,610	5.20

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月
最高(円)	993	1,196	1,799 (注)2 879	674	889
最低(円)	320	394	860 (注)2 322	428	506

- (注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ及び東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
2. 印は、株式分割(2015年8月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。  
3. 当社株式は、2016年3月29日をもちまして、東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年11月	12月	2018年1月	2月	3月	4月
最高(円)	751	889	878	783	658	679
最低(円)	620	694	748	641	568	595

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		小方 功	1963年7月5日生	1988年4月 バシフィックコンサルタンツ株式会 社入社 1993年9月 ラクーントレイドサービス(個人事 業主)創業 1995年9月 有限会社ラクーントレイドサー ビス設立 取締役社長 1996年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代 表取締役社長 2013年5月 当社代表取締役社長兼SD統括本 部長 2015年2月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	5,023,800
取締役副社長	経営管理本部長 兼 経営管理本部財 務経理部長	今野 智	1972年1月25日生	1994年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監 査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 1998年6月 公認会計士福田勉事務所入所 1999年1月 東京共同会計事務所入所 2000年7月 当社入社 財務経理部長 2000年7月 当社取締役財務経理部長 2003年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 2004年5月 当社取締役副社長兼管理部長 2008年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理部 長(現任) 2010年12月 株式会社トラスト&グロース取締 役(現任) 2018年5月 当社取締役財務担当副社長兼経営 管理本部長兼経営管理本部 財務経理部 長 2018年7月 当社取締役副社長兼経営管理本部長 兼経営管理本部 財務経理部長(現 任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 取締役	(注)2	213,200
取締役	経営管理本部 経営企画部長	阿部 智樹	1979年10月21日生	2001年3月 当社入社 2004年6月 当社セールスマネジメント部 部長 2006年5月 当社経営企画室副室長 2008年5月 当社事業企画部長 2008年7月 当社取締役事業企画部長 2009年5月 当社取締役社長室長 2011年5月 当社取締役リテイルマネジメン ト部長 2011年6月 当社取締役社長室長 2012年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本 部長 2013年5月 当社取締役マーケティング部長 2014年1月 当社取締役COREC事業推進部長 2018年5月 当社取締役経営管理本部 経営企画部 長(現任) 2018年7月 株式会社トラスト&グロース取締 役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 取締役	(注)2	100,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	人事総務部長	植松 定啓	1964年2月28日生	1986年4月 株式会社マルフル(現株式会社AOKI)入社 2006年4月 同社経理部長 2007年10月 株式会社MX(現株式会社AOKI)管理部長 2008年4月 同社執行役 経理部長 2009年10月 株式会社AOKIホールディングス 出向 2010年4月 同社転籍 2013年11月 株式会社AOKI出向 2016年7月 当社社外監査役 2016年7月 株式会社トラスト&グロース取締役 2017年7月 当社取締役 2017年8月 当社取締役人事総務部長(現任)	(注)2	700
取締役	技術戦略部長 兼 デザイン戦略部長	田邨 知浩	1976年9月25日生	2000年4月 株式会社システムハウス.アイエヌジー入社 2003年12月 同社退社 2004年2月 株式会社ヒューマンシステム入社 2008年5月 同社退社 2008年6月 当社入社 2013年5月 当社技術戦略部長 2018年5月 当社技術戦略部長兼デザイン戦略部長 2018年7月 当社取締役技術戦略部長兼デザイン戦略部長(現任)	(注)2	6,300
取締役(監査等委員)		林 藤吉郎	1969年10月21日生	1996年3月 株式会社ジャパンスリーブ入社 2002年1月 同社退社 2005年3月 当社入社 2006年5月 当社セールスマネジメント部流通開発 チームリーダー 2008年5月 当社OG事業推進部マネージメントチーム 2008年7月 当社管理部総務人事チーム 2015年7月 当社社長室 内部監査担当 2017年7月 当社監査役 2018年7月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2018年7月 株式会社トラスト&グロース取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トラスト&グロース 監査役	(注)3	7,800
取締役(監査等委員)		中辻 一剛 (注)1	1971年5月19日生	1997年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年4月 公認会計士登録 2006年7月 勤業衆信会計事務所(現勤業衆信聯合会計事務所)台北事務所出向 2010年8月 有限責任監査法人トーマツ帰任 2011年10月 中辻馬口公認会計士事務所(現FPC会計事務所)設立 代表 2011年12月 税理士登録 2012年7月 当社社外監査役 2014年3月 監査法人フロンティアパートナークラウド社員(現任) 2016年6月 合同会社FPC設立 代表社員(現任) 2016年7月 FPC会計事務所 パートナー(現任) 2018年7月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 合同会社FPC 代表社員 FPC会計事務所 パートナー 監査法人フロンティアパートナークラウド 社員	(注)3	10,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)		小宮山 澄枝 (注) 1	1960年2月20日生	1987年4月 弁護士登録 1987年4月 片岡総合法律事務所入所 2002年4月 片岡総合法律事務所休職 2002年7月 米国ウィスコンシン州立大学ロースクール入学 2004年10月 片岡総合法律事務所復職 2006年10月 片岡総合法律事務所退所 2006年11月 小宮山澄枝法律事務所開設 同事務所所長(現任) 2010年6月 株式会社Minoriソリューションズ監査役 2012年10月 オリックス債権回収株式会社取締役(現任) 2014年7月 当社社外監査役 2015年4月 国立研究開発法人土木研究所監事(現任) 2017年7月 全国農業協同組合連合会参事(現任) 2018年7月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事 全国農業協同組合連合会 監事	(注) 3	-
取締役(監査等委員)		多喜田 二郎 (注) 1	1953年7月5日生	1976年4月 株式会社柏そごう(現株式会社そごう・西武) 入社 1979年6月 株式会社ソニープラザ(現株式会社スタイリングライフ・ホールディングス) 入社 2005年6月 同社執行役員 2010年3月 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス取締役 2012年3月 同社取締役退任 2012年4月 同社シェアサービスカンパニーデピュティプレジデント 2013年8月 同社グループコンプライアンス本部本部長 2014年7月 同社退社 2015年7月 当社社外取締役 2018年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	-
計						5,363,100

- (注) 1 . 取締役中辻一剛、小宮山澄枝及び多喜田二郎は、社外取締役であります。
- 2 . 2018年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 3 . 2018年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 . 2018年7月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
- 5 . 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 林藤吉郎 委員 中辻一剛 委員 小宮山澄枝 委員 多喜田二郎

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

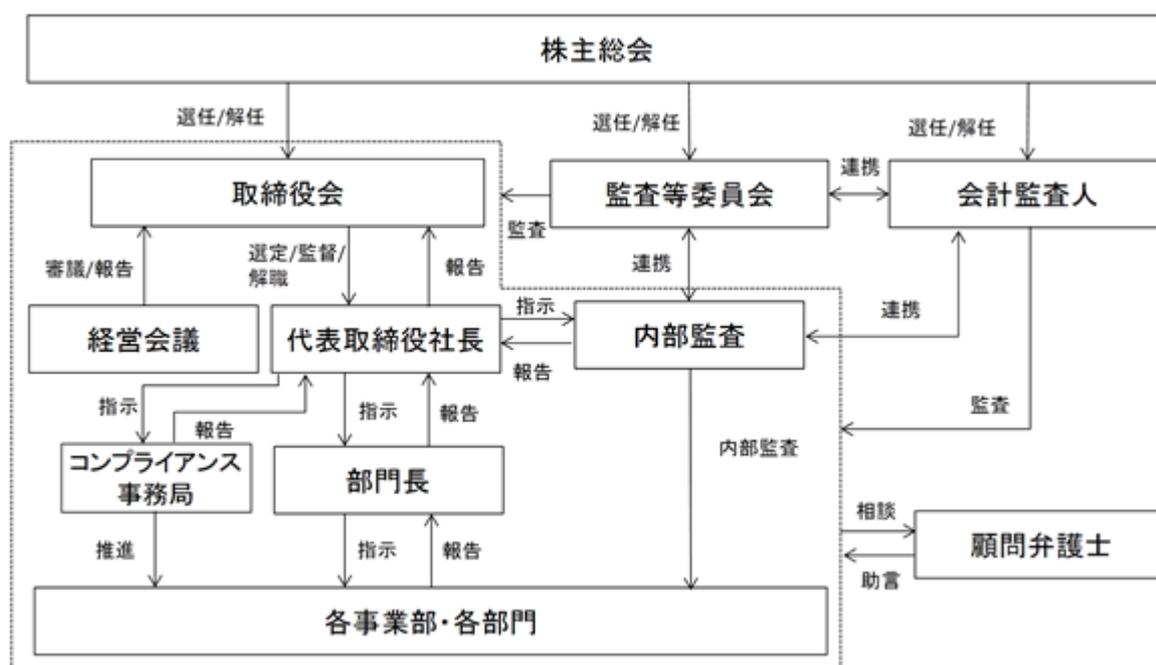
#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー（取引先、従業員等）と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制づくりに積極的に取り組んでおります。

なお、当社は今後の事業拡大に伴い組織規模の拡大も伴っていくことから、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

#### 企業統治の体制

#### イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由



当社は2018年7月28日開催の第22回定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により本報告書提出日現在、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と監査等委員である社外取締役3名で構成されており、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監視を行っております。また、社外取締役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。常勤の監査等委員である取締役は、取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、かつ、独立的な立場から積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものと考えております。

## ロ．会社の機関の内容

### ．取締役会

取締役会は、本報告書提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）により構成されており、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

### ．監査等委員会

監査等委員会は、本報告書提出日現在、常勤の監査等委員である取締役1名と監査等委員である社外取締役3名によって構成されており、定時監査等委員会を毎月、臨時監査等委員会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

### ．経営会議

経営会議は、本報告書提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名により構成されており、必要に応じて適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未滿の経営の重要事項についての審議を行っております。

### ．コンプライアンス事務局

コンプライアンス推進のため、コンプライアンス事務局を設置しております。代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局としております。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

## ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社の内部統制システムは、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

### 1．当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

### 2．当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

### 3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する経営会議において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する経営会議を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行う。  
職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の取締役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告する。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じる。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、経営管理本部が主管部署となつて子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。
  - (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、経営企画部をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・ガイドラインを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。  
当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項  
内部監査担当者もしくは経営管理本部の従業員が、必要に応じて監査等委員会を補助する。
7. 前号の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項  
監査等委員会より監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、監査等委員会を補助する従業員はその要請に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査等委員会の同意を必要とする。
8. 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制  
監査等委員は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。  
監査等委員は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることが出来る。  
当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。この他監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることが出来る。
9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。  
監査等委員会は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。  
監査等委員が職務の執行につき生ずる費用の前払いまたは償還の手続等の請求をした場合は、監査等委員の請求に従い適時適切に当該費用の支払を行う。

## 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

### 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の社長室に所属する内部監査専任者（1名）が担当しております。内部監査専任者は代表取締役社長の承認を得た内部監査基本計画に基づき、経営の合理化、効率化および業務の適正な遂行について、全部門及び子会社を対象に監査を実施しております。内部監査専任者は、内部監査の結果を代表取締役社長に報告し、また、被監査部門にも通知しております。なお、改善指示のあった事項について、通知後滞りなく改善指示に対する業務改善が行われているか確認を行っております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と監査等委員である社外取締役3名によって構成されております。常勤の監査等委員である取締役の林藤吉郎氏は、当社の内部監査及び内部統制を担当した経験があり、監査を通じて当社の業務内容に精通しております。

監査等委員会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会の他、社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部監査専任者の作成した「内部監査報告書」を随時、閲覧チェックする他、必要に応じて内部監査に同席しております。また、内部統制チームと会計監査人との内部統制の評価結果報告会等にも出席し、報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

常勤の監査等委員である取締役と会計監査人とは四半期決算ごとに会合をもち、会計監査の方法及び結果について報告を受ける等、緊密に連絡をとっております。

常勤の監査等委員である取締役、内部監査専任者及び内部統制チームは検証した内部統制システムの結果を内部統制部門へ随時報告を行っております。報告を受けた内部統制部門は、必要に応じて、常勤の監査等委員である取締役、内部監査専任者及び内部統制チームの助言を受けながら、内部統制システムの改善を図っております。

### 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は羽鳥良彰、永田立の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者1名、その他3名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

なお、継続監査年数については、業務執行社員の全員が7年以内であるため記載を省略しております。

### 社外取締役

当社の社外取締役は3名で、その全員が監査等委員であります。当社には社外取締役を選任するための当社独自の独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての独立性の判断基準等を参考にしております。

当社は社外取締役として中辻一剛氏、小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏を選任し、全員を独立役員として指定しております。当社は、社外取締役に対し専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、業務執行を客観的に監査することを期待しております。

中辻一剛氏は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、当社の監査・監督に反映していただけるものと判断しております。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツをすでに退社しており、同法人在籍時に当社および当社子会社の監査に従事しておりません。当社と同氏の間には、特別な人的関係、その他利害関係はなく、同氏は「5 役員の状況」に記載のとおり当社の株式10,500株を保有しておりますが、重要性はないと判断しており、必要な独立性を有しているものと考えております。

小宮山澄枝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の監査・監督に反映していただけるものと判断しております。なお、当社と同氏の間には、特別な人的関係、その他利害関係はありません。

多喜田二郎氏は、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づき、企業経営に係る幅広い知識と見識を有しており、当社の監査・監督に反映していただけるものと判断しております。なお、当社と同氏の間には、特別な人的関係、その他利害関係はありません。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	116,760	116,760	-	-	-	6
監査役	15,030	15,030	-	-	-	4
社外取締役	4,200	4,200	-	-	-	1

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給とは含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、2013年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、2013年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

ロ．役員ごとの報酬等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内でその報酬額を、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。

なお、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、従業員の平均年収及び世間水準等を参考に、当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮した上で決定しております。

株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
2銘柄 120,051千円

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額はいずれも100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とし、監査等委員である取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

#### 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### （２）【監査報酬の内容等】

#### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	20,000	-	20,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,000	-	20,000	-

#### 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

#### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

#### 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年5月1日から2018年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2017年5月1日から2018年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,994,430	2,158,811
売掛金	2,831,610	3,122,333
求償債権	166,050	172,394
貯蔵品	144	123
商品	3,639	13,380
前払費用	197,847	158,102
繰延税金資産	59,917	76,396
その他	28,672	62,719
貸倒引当金	5,813	6,942
流動資産合計	5,176,499	5,657,319
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	21,802	22,122
減価償却累計額	13,545	14,904
建物(純額)	8,256	7,218
車両運搬具	1,119	-
減価償却累計額	1,119	-
車両運搬具(純額)	0	-
工具、器具及び備品	45,663	44,695
減価償却累計額	27,691	31,229
工具、器具及び備品(純額)	17,972	13,466
有形固定資産合計	26,229	20,685
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	161,847	162,393
ソフトウェア仮勘定	13,645	20,333
のれん	34,830	25,110
その他	2,124	2,857
無形固定資産合計	212,447	210,693
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	97,664	120,051
敷金及び保証金	42,281	43,304
繰延税金資産	10,891	4,668
その他	62	50
投資その他の資産合計	150,900	168,074
固定資産合計	389,577	399,453
資産合計	5,566,077	6,056,772

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,599,281	2,863,899
1年内返済予定の長期借入金	50,000	25,000
債権流動化に伴う支払債務	141,000	141,000
未払金	59,857	47,743
未払法人税等	94,114	95,197
保証履行引当金	33,153	45,299
賞与引当金	40,016	43,371
販売促進引当金	8,740	9,950
預り金	402,281	408,970
その他	179,840	204,894
流動負債合計	3,608,286	3,885,326
固定負債		
長期借入金	25,000	-
資産除去債務	2,805	2,838
その他	22,000	35,102
固定負債合計	49,806	37,941
負債合計	3,658,093	3,923,267
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,392	834,227
資本剰余金	210,864	221,699
利益剰余金	1,121,316	1,325,490
自己株式	250,065	250,143
株主資本合計	1,905,507	2,131,273
新株予約権	2,476	2,231
純資産合計	1,907,984	2,133,504
負債純資産合計	5,566,077	6,056,772

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
売上高	2,359,311	2,546,080
売上原価	1,374,591	1,440,475
売上総利益	1,984,719	2,105,604
販売費及び一般管理費	2,156,906	2,166,915
営業利益	420,812	437,689
営業外収益		
受取手数料	3,932	3,351
雑収入	1,363	1,179
営業外収益合計	5,296	4,531
営業外費用		
支払利息	1,423	837
債権流動化費用	6,592	5,512
投資事業組合運用損	3,036	2,411
租税公課	-	1,330
雑損失	742	627
営業外費用合計	11,795	10,719
経常利益	414,313	431,501
特別損失		
事務所移転費用	5,625	-
減損損失	3,32,777	-
契約解約損	-	8,808
特別損失合計	38,402	8,808
税金等調整前当期純利益	375,911	422,693
法人税、住民税及び事業税	138,824	150,027
法人税等調整額	18,705	10,255
法人税等合計	120,119	139,772
当期純利益	255,791	282,920
親会社株主に帰属する当期純利益	255,791	282,920

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
当期純利益	255,791	282,920
包括利益	255,791	282,920
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	255,791	282,920

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	821,382	208,854	944,462	200,026	1,774,672	2,522	1,777,194
当期変動額							
新株の発行	2,009	2,009			4,019		4,019
剰余金の配当			78,937		78,937		78,937
親会社株主に帰属する 当期純利益			255,791		255,791		255,791
自己株式の取得				50,039	50,039		50,039
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						45	45
当期変動額合計	2,009	2,009	176,854	50,039	130,834	45	130,789
当期末残高	823,392	210,864	1,121,316	250,065	1,905,507	2,476	1,907,984

当連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	823,392	210,864	1,121,316	250,065	1,905,507	2,476	1,907,984
当期変動額							
新株の発行	10,835	10,835			21,670		21,670
剰余金の配当			78,747		78,747		78,747
親会社株主に帰属する 当期純利益			282,920		282,920		282,920
自己株式の取得				77	77		77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						245	245
当期変動額合計	10,835	10,835	204,173	77	225,766	245	225,520
当期末残高	834,227	221,699	1,325,490	250,143	2,131,273	2,231	2,133,504

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	375,911	422,693
減価償却費	89,837	82,969
貸倒引当金の増減額(は減少)	229	1,129
保証履行引当金増減額(は減少)	5,877	12,146
受取利息及び受取配当金	29	24
支払利息	1,423	837
減損損失	32,777	-
移転費用	5,625	-
投資事業組合運用損益(は益)	3,036	2,411
売上債権の増減額(は増加)	384,798	290,722
求償債権の増減額(は増加)	8,267	6,343
たな卸資産の増減額(は増加)	3,600	9,720
仕入債務の増減額(は減少)	552,242	264,618
預り金の増減額(は減少)	65,308	6,688
前受金の増減額(は減少)	32,762	33,765
前払費用の増減額(は増加)	2,086	39,745
未払消費税等の増減額(は減少)	8,359	6,889
その他	18,261	31,721
小計	612,726	521,585
利息及び配当金の受取額	29	24
利息の支払額	1,387	801
移転費用の支払額	4,974	-
法人税等の支払額	137,336	146,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	469,058	374,275
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,444	320
無形固定資産の取得による支出	74,307	71,459
投資有価証券の取得による支出	76,000	25,000
敷金及び保証金の差入による支出	2,973	1,112
その他	818	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	153,907	97,927
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	50,000	50,000
配当金の支払額	78,937	78,747
新株予約権の行使による株式の発行による収入	3,974	21,424
自己株式の取得による支出	50,039	77
その他	5,751	6,252
財務活動によるキャッシュ・フロー	180,754	113,652
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	134,396	162,696
現金及び現金同等物の期首残高	1,858,349	1,992,746
現金及び現金同等物の期末残高	1,992,746	2,155,442

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社トラスト&グローブ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

イ. 商品

個別法による原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

ロ. 貯蔵品

先入先出法による原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

求償債権引当金

求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。



(連結貸借対照表関係)

1 資産から直接控除した求償債権引当金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
求償債権	199,147千円	251,468千円

2 保証債務

当社グループは営業活動として保証契約先から売上債権等の保証引受を行っており、下記保証債務残高は当社グループが提携している保証枠の金額を記載しております。

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
保証債務残高	9,789,473千円	16,707,717千円
保証履行引当金	33,153	45,299
計	9,756,320	16,662,417

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
当座貸越極度額	300,000千円	410,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	300,000	410,000

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
保証履行引当金繰入額	5,877千円	12,146千円
求償債権引当金繰入額	105,610	133,433

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
広告宣伝費	106,142千円	121,156千円
販売促進費	63,839	67,628
販売促進引当金繰入額	8,740	9,950
決済手数料	1,245	1,846
役員報酬	126,600	135,990
給与手当	588,165	621,600
賞与引当金繰入額	40,016	43,371
貸倒引当金繰入額	904	1,729

### 3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)

場所	用途	種類	減損損失
本社	EC事業	ソフトウェア	32,777千円

当社グループは、減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるソフトウェアについて、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発した売却や転用が困難なソフトウェアであるため、回収可能額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	18,312,300	57,600	-	18,369,900
合計	18,312,300	57,600	-	18,369,900
自己株式				
普通株式 (注) 2	770,538	100,000	-	870,538
合計	770,538	100,000	-	870,538

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加57,600株は、新株予約権権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加100,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	自社株式オプションとして の第3回新株予約権	-	-	-	-	-	538
	自社株式オプションとして の第4回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	1,938
合計		-	-	-	-	-	2,476

(注) 第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年7月23日 定時株主総会	普通株式	78,937	4.50	2016年4月30日	2016年7月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2017年7月22日 定時株主総会	普通株式	78,747	利益剰余金	4.50	2017年4月30日	2017年7月24日

当連結会計年度（自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	18,369,900	310,500	-	18,680,400
合計	18,369,900	310,500	-	18,680,400
自己株式				
普通株式（注）2	870,538	118	-	870,656
合計	870,538	118	-	870,656

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加310,500株は、新株予約権権利行使によるものであります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加118株は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	自社株式オプションとして の第3回新株予約権	-	-	-	-	-	292
	自社株式オプションとして の第4回新株予約権	-	-	-	-	-	1,938
合計		-	-	-	-	-	2,231

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2017年7月22日 定時株主総会	普通株式	78,747	4.50	2017年4月30日	2017年7月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2018年7月28日 定時株主総会	普通株式	92,610	利益剰余金	5.20	2018年4月30日	2018年7月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
現金及び預金勘定	1,994,430千円	2,158,811千円
別段預金	1,684	3,369
現金及び現金同等物	1,992,746	2,155,442

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要資金を調達（主に銀行借入及び売掛債権流動化）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後1年であります。

(3) 金融商品に係わるリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、経営管理本部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2017年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,994,430	1,994,430	-
(2) 売掛金	2,831,610		
貸倒引当金( 1 )	5,813		
	2,825,797	2,825,797	-
(3) 求償債権	66,050	66,050	-
(4) 敷金及び保証金	42,281	42,038	243
資産計	4,928,560	4,928,316	243
(1) 買掛金	2,599,281	2,599,281	-
(2) 債権流動化に伴う支払債務	141,000	141,000	-
(3) 未払金	59,857	59,857	-
(4) 未払法人税等	94,114	94,114	-
(5) 預り金	402,281	402,281	-
(6) 長期借入金( 2 )	75,000	75,061	61
負債計	3,371,533	3,371,597	61

( 1 ) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

当連結会計年度（2018年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,158,811	2,158,811	-
(2) 売掛金	3,122,333		
貸倒引当金( 1 )	6,942		
	3,115,390	3,115,390	-
(3) 求償債権	72,394	72,394	-
(4) 敷金及び保証金	43,304	43,092	211
資産計	5,389,901	5,389,689	211
(1) 買掛金	2,863,899	2,863,899	-
(2) 債権流動化に伴う支払債務	141,000	141,000	-
(3) 未払金	47,743	47,743	-
(4) 未払法人税等	95,197	95,197	-
(5) 預り金	408,970	408,970	-
(6) 長期借入金( 2 )	25,000	24,963	36
負債計	3,581,811	3,581,775	36

( 1 ) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積り、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 債権流動化に伴う支払債務、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
保証債務( 1 )	9,789,473	16,707,717
投資事業有限責任組合への出資( 2 )	71,664	94,051
非上場株式( 3 )	26,000	26,000

- ( 1 ) 保証債務については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。
- ( 2 ) 投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象としておりません。
- ( 3 ) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2017年4月30日)

	1年以内(千円)
(1) 現金及び預金	1,994,430
(2) 売掛金	2,831,610

(注) 求償債権66,050千円、敷金及び保証金42,281千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

当連結会計年度（2018年4月30日）

	1年以内（千円）
(1) 現金及び預金	2,158,811
(2) 売掛金	3,122,333

（注）求償債権72,394千円、敷金及び保証金43,304千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2017年4月30日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）
長期借入金	50,000	25,000	-	-	-
合計	50,000	25,000	-	-	-

当連結会計年度（2018年4月30日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）
長期借入金	25,000	-	-	-	-
合計	25,000	-	-	-	-

（有価証券関係）

その他有価証券

前連結会計年度（2017年4月30日）

投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額は71,664千円）及び非上場株式（連結貸借対照表計上額は26,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（2018年4月30日）

投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額は94,051千円）及び非上場株式（連結貸借対照表計上額は26,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	2011年 第3回 新株予約権 (注) 1	2014年 第4回 新株予約権 (注) 5
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 76名 子会社取締役 3名 子会社従業員 10名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプション等の数	普通株式 1,638,000株 (注) 2、3	普通株式 964,500株 (注) 6
付与日	2011年7月27日	2014年12月1日
新株予約権の行使条件	(注) 4	(注) 7
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2011年7月27日 至 2019年7月26日	自 2017年8月1日 至 2027年7月31日

- (注) 1. 対価として、現金及び預金1,295千円を取得しております。
2. 株式数に換算して記載しております。なお、2013年5月1日付株式分割(1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年8月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (a) 2013年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円(ただし、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (2) [新株予約権等の状況] 会社法に基づき発行した新株予約権(注) 2」)に準じて取締役会により適切に調整される。)を超過した場合。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りはない。
- (3) 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 対価として、現金及び預金1,938千円を取得しております。
6. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年8月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
7. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、2017年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも625百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格(1円未満

切り捨て)を下回った場合、上記6.(1)の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (4) 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使できない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年4月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション等の数

	2011年 第3回 新株予約権	2014年 第4回 新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	964,500
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	964,500
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	680,400	-
権利確定	-	-
権利行使	310,500	-
失効	-	-
未行使残	369,900	-

単価情報

	2011年 第3回 新株予約権	2014年 第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	69	165
行使時平均株価(円)	635	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	-	-

3. ストック・オプション等の権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税等	7,421千円	7,952千円
賞与引当金	12,349	13,280
未払費用否認	6,083	4,640
販売促進引当金	2,697	3,046
保証履行引当金	11,806	15,768
一括償却資産	96	26
貸倒引当金	218	228
求償債権引当金	18,952	31,252
その他	291	200
繰延税金資産(流動)小計	59,917	76,396
評価性引当額	-	-
繰延税金資産(流動)合計	59,917	76,396
繰延税金資産(流動)の純額	59,917	76,396
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	10,559	4,379
一括償却資産	27	12
資産除去債務	859	869
その他	990	930
繰延税金資産(固定)小計	12,436	6,192
評価性引当額	859	869
繰延税金資産(固定)合計	11,577	5,322
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	473	410
その他	212	244
繰延税金負債(固定)合計	685	654
繰延税金資産(固定)の純額	10,891	4,668

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年4月30日)	当連結会計年度 (2018年4月30日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.57	0.41
住民税均等割	1.24	1.06
連結修正による影響	0.60	0.65
所得拡大促進税制による税額控除	1.20	-
その他	0.12	0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.95	33.07

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しており、本社にサービス別の事業部及び子会社を置き、各事業部及び子会社は、サービスの向上に努めながら、売上及び利益の拡大を図り、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「EC事業」、「Paid事業」及び「保証事業」の3つを報告セグメントとしております。

「EC事業」は、企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」の運営を中心に、「Paid事業」は、企業間で取引できるBtoB後払い決済サービス「Paid(ペイド)」の運営、「保証事業」は、企業の取引先に対する売掛債権等を保証するサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2, 3, 4
	EC事業	Paid事業	保証事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,611,979	249,562	497,769	2,359,311	-	2,359,311
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	178,084	222,846	400,930	400,930	-
計	1,611,979	427,646	720,616	2,760,242	400,930	2,359,311
セグメント利益	222,299	27,883	168,161	418,344	2,468	420,812
セグメント資産	3,448,565	2,641,640	900,629	6,990,835	1,424,758	5,566,077
セグメント負債	1,811,887	2,612,619	245,541	4,670,048	1,011,955	3,658,093
その他の項目						
減価償却費	56,724	9,499	13,893	80,117	-	80,117
のれんの償却額	-	-	9,720	9,720	-	9,720
特別損失	33,082	-	5,319	38,402	-	38,402
(減損損失)	32,777	-	-	32,777	-	32,777
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	23,024	14,411	37,955	75,392	-	75,392

(注) 1. セグメント利益の調整額2,468千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

3. セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。

4. セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

当連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2, 3, 4
	EC事業	Paid事業	保証事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,695,226	303,381	547,472	2,546,080	-	2,546,080
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	179,852	244,844	424,696	424,696	-
計	1,695,226	483,234	792,316	2,970,776	424,696	2,546,080
セグメント利益	225,539	44,828	166,441	436,809	879	437,689
セグメント資産	3,504,595	2,861,950	1,058,776	7,425,322	1,368,549	6,056,772
セグメント負債	1,795,810	2,790,336	284,026	4,870,173	946,905	3,923,267
その他の項目						
減価償却費	46,789	9,021	17,438	73,249	-	73,249
のれんの償却額	-	-	9,720	9,720	-	9,720
特別損失	8,808	-	-	8,808	-	8,808
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	55,580	10,152	9,939	75,671	-	75,671

- (注) 1. セグメント利益の調整額879千円は、セグメント間取引消去であります。  
 2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。  
 3. セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。  
 4. セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分がセグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分がセグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

（単位：千円）

	EC事業	Paid事業	保証事業	合計
当期償却額	-	-	9,720	9,720
当期末残高	-	-	34,830	34,830

当連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

（単位：千円）

	EC事業	Paid事業	保証事業	合計
当期償却額	-	-	9,720	9,720
当期末残高	-	-	25,110	25,110

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2016年 5月 1日 至 2017年 4月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石井 俊之	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 2.83	-	新株予約権 (ストックオプション)の 権利行使	11,736	-	-

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 2011年 7月 8日の取締役会決議により付与されたストックオプションによる、当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」は、当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
1株当たり純資産額	108.89円	119.67円
1株当たり当期純利益金額	14.58円	16.05円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14.08円	15.61円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	255,791	282,920
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	255,791	282,920
普通株式の期中平均株式数(株)	17,540,865	17,625,370
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	629,784	495,952
(うち新株予約権(株))	(629,784)	(495,952)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2014年11月13日 取締役会決議 第4回新株予約権 3,215個 普通株式 964,500個	2014年11月13日 取締役会決議 第4回新株予約権 3,215個 普通株式 964,500個

(重要な後発事象)

(会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更(商号))

当社は、2018年6月8日開催の取締役会において、2018年11月1日(予定)を効力発生日とする新設分割及び吸収分割(以下、これらをあわせて「本件会社分割」といいます。)により持株会社体制に移行すること、並びに、2018年11月1日(予定)を効力発生日として、当社の商号を「株式会社ラクーンホールディングス」とする定款の一部変更を行うことを決議し、2018年7月28日開催の定時株主総会にて承認されました。

なお、当社の100%子会社である株式会社トラスト&グロースにおいては、会社法第796条第1項の略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

また、当社の持株会社体制への移行に伴い、株式会社トラスト&グロースは「株式会社ラクーンフィナンシャル」に商号変更することを予定しております。

なお、会社分割の概要は、以下のとおりであります。

1. 会社分割並びに持株会社化の目的

当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業として、スーパーデリバリーを主力とするEC事業(1)、Paid事業(2)、保証事業(3)の3事業を展開しております。これまで3事業とも順調に成長しており、売上、利益ともに年々拡大を続けております。しかしながら、当社グループといたしましては、現状よりも成長スピードを加速させ、さらなる売上、利益の拡大を実現し、企業価値の向上を図っていくことが必要であると考えております。具体的にはこれまで培ってきた既存事業の成長スピードを上げてまいります。加えて、今後、積極的に新規事業の創出や、M&Aを実施してまいります。このような取組みにより、当社グループ全体の売上、利益の力強い成長を図っていく方針です。そのために経営管理体制を再構築する必要があると判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。本件会社分割により、EC事業は新設する「株式会社ラクーンコマース」に承継させ、Paid事業につきましては、保証事業と関連性が強いことから株式会社トラスト&グロースに承継させることといたしました。

- (1) アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」が主力の事業
- (2) 企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行する事業
- (3) 企業間取引で発生した売掛金が未回収になった際に取引先に代わって売掛金を支払う事業

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

新設分割(対象会社:株式会社ラクーンコマース)

新設分割計画承認取締役会	2018年6月8日
新設分割計画承認定時株主総会	2018年7月28日
分割期日	2018年11月1日(予定)
分割登記(効力発生日)	2018年11月1日(予定)
吸収分割(対象会社:株式会社トラスト&グロース(1))	
分割契約承認取締役会	2018年6月8日
分割契約締結	2018年6月8日
分割契約承認定時株主総会(2)	2018年7月28日
分割期日	2018年11月1日(予定)
分割登記(効力発生日)	2018年11月1日(予定)
商号変更日	2018年11月1日(予定)

(1) 2018年11月1日付で、「株式会社ラクーンフィナンシャル」に商号変更予定です。

(2) 株式会社トラスト&グロースにおいては、会社法第796条第1項の略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし新たに設立する「株式会社ラクーンコマース」にEC事業を承継させる新設分割、当社の100%子会社である「株式会社トラスト&グロース」にPaid事業を承継させる吸収分割を実施いたします。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

新設分割に際して、新たに設立する「株式会社ラクーンコマース」が発行する普通株式6,000株は、すべて分割会社である当社に割り当てます。

- (4) 分割交付金  
分割交付金の支払はございません。
- (5) 分割により増減する資本金等  
本件会社分割による当社の資本金の増減はございません。
- (6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
当社は新株予約権を発行しておりますが、その取扱いに変更はございません。なお、新株予約権付社債は発行しておりません。
- (7) 新設会社及び承継会社が承継する権利義務  
新設会社及び承継会社は、分割の効力発生日に当社の承継事業に関して有する資産、負債及びこれらに付随する権利義務を新設分割計画書及び吸収分割契約書に定める範囲において承継します。ただし、雇用契約に関する地位は承継せず、承継事業に従事する従業員は、当社から新設会社及び承継会社に対して出向することを予定しております。なお、株式会社トラスト&グロースの従業員は、当社に転籍することを予定しております。  
なお、承継会社へ承継させる債務につきましては、当社が重畳的債務引受を行うものとしておりますが、当社が重畳的債務引受を行った債務につき自ら弁済その他の負担を行った場合には、承継会社に負担額全額を請求するものとします。
- (8) 債務履行の見込み  
本件会社分割において、分割会社並びに新設会社及び承継会社ともに、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態が想定されていないことから、その履行の確実性に問題はないものと判断しております。

### 3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (2018年4月30日現在)	新設会社 (2018年11月1日予定)	承継会社 (2018年4月30日現在)
(1) 名称	株式会社ラクーン( 1 )	株式会社ラクーンコマース	株式会社トラスト&グロース( 2 )
(2) 所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町 一丁目14番14号	同左	同左
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小方 功	代表取締役社長 和久井 岳	代表取締役社長 石井 俊之
(4) 事業内容	EC事業、Paid事業	EC事業	保証事業
(5) 資本金	834,227千円	300,000千円	490,000千円
(6) 設立年月日	1995年9月20日	2018年11月1日	2010年10月1日
(7) 発行済株式総数	18,680,400株	6,000株	15,000株

- ( 1 ) 2018年11月1日付で「株式会社ラクーンホールディングス」に商号変更予定です。  
( 2 ) 2018年11月1日付で「株式会社ラクーンフィナンシャル」に商号変更予定です。

### 4. 分割する事業部門の概要

#### (1) EC事業

分割する部門の事業内容

アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(BtoB)サイト「スーパーデリバリー」が主力の事業

分割する部門の経営成績(当連結会計年度)

売上高 1,695,226千円

#### (2) Paid事業

分割する部門の事業内容

企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行する事業

分割する部門の経営成績(当連結会計年度)

売上高( ) 303,381千円

( ) 連結グループ内の売上高179,852千円は含んでおりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	50,000	25,000	0.850	-
1年以内に返済予定のリース債務	5,767	6,655	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	25,000	-	0.850	2018年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,400	5,302	-	2019年～22年
計	90,168	36,957	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,540	1,750	1,010	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定より記載を省略しております。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 千円 )	612,313	1,239,476	1,887,079	2,546,080
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 千円 )	104,429	208,315	329,830	422,693
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 千円 )	69,150	139,962	221,021	282,920
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 利益金額 ( 円 )	3.94	7.96	12.56	16.05

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 ( 円 )	3.94	4.02	4.60	3.50

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,455,026	1,464,722
売掛金	2,824,339	3,115,011
貯蔵品	66	32
商品	3,639	13,380
前払費用	16,283	24,122
繰延税金資産	20,809	19,775
その他	136,701	128,689
貸倒引当金	708	744
流動資産合計	4,356,155	4,664,990
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,256	7,218
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	17,573	13,227
有形固定資産合計	25,830	20,446
無形固定資産		
特許出願権等	1,737	2,064
ソフトウェア	106,167	114,458
ソフトウェア仮勘定	13,645	20,333
その他	387	387
無形固定資産合計	121,937	137,243
投資その他の資産		
関係会社株式	320,877	320,877
投資有価証券	97,664	120,051
敷金及び保証金	42,261	43,284
繰延税金資産	10,040	3,861
その他	62	50
投資その他の資産合計	470,906	488,124
固定資産合計	618,674	645,814
資産合計	4,974,830	5,310,804

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,599,987	2,865,804
1年内返済予定の長期借入金	50,000	25,000
債権流動化に伴う支払債務	141,000	141,000
未払金	1 81,841	1 69,297
未払費用	23,263	19,867
未払法人税等	45,371	48,521
未払消費税等	15,334	8,445
賞与引当金	25,660	26,405
販売促進引当金	8,740	9,950
前受金	10,208	12,949
預り金	400,218	406,643
その他	7,698	8,579
流動負債合計	3,409,324	3,642,463
固定負債		
長期借入金	25,000	-
資産除去債務	2,805	2,838
その他	22,000	35,102
固定負債合計	49,806	37,941
負債合計	3,459,131	3,680,405
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,392	834,227
資本剰余金		
資本準備金	179,809	190,644
その他資本剰余金	31,055	31,055
資本剰余金合計	210,864	221,699
利益剰余金		
利益準備金	21,192	29,067
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	707,838	793,317
利益剰余金合計	729,031	822,384
自己株式	250,065	250,143
株主資本合計	1,513,221	1,628,168
新株予約権	2,476	2,231
純資産合計	1,515,698	1,630,399
負債純資産合計	4,974,830	5,310,804

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
売上高	1,861,663	1,999,050
売上原価	1,381,305	1,430,187
売上総利益	1,480,358	1,568,863
販売費及び一般管理費	1,212,625	1,334,495
営業利益	217,783	234,367
営業外収益		
受取手数料	3,932	3,351
経営指導料	132,400	136,000
雑収入	961	906
営業外収益合計	37,293	40,258
営業外費用		
支払利息	1,423	837
債権流動化費用	6,592	5,512
投資事業組合運用損	3,036	2,411
雑損失	742	586
営業外費用合計	11,795	9,347
経常利益	243,282	265,278
特別損失		
事務所移転費用	305	-
減損損失	32,777	-
契約解約損	-	8,808
特別損失合計	33,082	8,808
税引前当期純利益	210,199	256,470
法人税、住民税及び事業税	73,868	77,156
法人税等調整額	8,349	7,213
法人税等合計	65,519	84,369
当期純利益	144,679	172,100

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年 5月 1日 至 2017年 4月30日)		当事業年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
債権保証料		225,298	59.1	245,700	57.1
決済手数料		90,209	23.7	106,772	24.8
減価償却費		36,695	9.6	34,197	7.9
その他		29,101	7.6	43,517	10.1
売上原価合計		381,305	100.0	430,187	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	821,382	177,799	31,055	208,854	13,298	649,990	663,289
当期変動額							
新株の発行	2,009	2,009		2,009			
剰余金の配当					7,893	86,831	78,937
当期純利益						144,679	144,679
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,009	2,009	-	2,009	7,893	57,848	65,741
当期末残高	823,392	179,809	31,055	210,864	21,192	707,838	729,031

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	200,026	1,493,499	2,522	1,496,021
当期変動額				
新株の発行		4,019		4,019
剰余金の配当		78,937		78,937
当期純利益		144,679		144,679
自己株式の取得	50,039	50,039		50,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			45	45
当期変動額合計	50,039	19,722	45	19,677
当期末残高	250,065	1,513,221	2,476	1,515,698

当事業年度（自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	823,392	179,809	31,055	210,864	21,192	707,838	729,031
当期変動額							
新株の発行	10,835	10,835		10,835			
剰余金の配当					7,874	86,621	78,747
当期純利益						172,100	172,100
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	10,835	10,835	-	10,835	7,874	85,478	93,353
当期末残高	834,227	190,644	31,055	221,699	29,067	793,317	822,384

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	250,065	1,513,221	2,476	1,515,698
当期変動額				
新株の発行		21,670		21,670
剰余金の配当		78,747		78,747
当期純利益		172,100		172,100
自己株式の取得	77	77		77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			245	245
当期変動額合計	77	114,946	245	114,700
当期末残高	250,143	1,628,168	2,231	1,630,399

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法によっております(貸借対照表価格は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

貯蔵品

先入先出法による原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物..... 8～15年

車両運搬具..... 2年

工具、器具及び備品..... 5～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
短期金銭債権	12,656千円	4,224千円
短期金銭債務	28,818	30,741

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
当座貸越極度額	300,000千円	410,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	300,000	410,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
営業取引による取引高		
売上	121千円	442千円
売上原価	230,684	250,527
販売費及び一般管理費	3,414	4,641
営業取引以外の取引による取引高	32,400	36,000

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度87%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)	当事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
広告宣伝費	88,021千円	92,611千円
販売促進費	63,335	67,009
販売促進引当金繰入額	8,740	9,950
配送料	4,400	5,997
決済手数料	1,262	1,362
役員報酬	120,000	135,990
給与手当	469,612	491,626
賞与引当金繰入額	25,324	26,108
貸倒引当金繰入額	1,161	636
減価償却費	29,528	21,613
地代家賃	54,815	61,704

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は320,877千円、前事業年度の貸借対照表計上額は320,877千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税等	4,647千円	4,692千円
賞与引当金	7,918	8,085
未払費用否認	5,301	3,695
販売促進引当金	2,697	3,046
一括償却資産	25	26
貸倒引当金	218	228
繰延税金資産(流動)小計	20,809	19,775
評価性引当額	-	-
繰延税金資産(流動)合計	20,809	19,775
繰延税金資産(流動)の純額	20,809	19,775
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	10,559	4,379
一括償却資産	27	12
資産除去債務	859	869
その他	139	123
繰延税金資産(固定)小計	11,585	5,385
評価性引当額	859	869
繰延税金資産(固定)合計	10,726	4,516
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	473	410
その他	212	244
繰延税金負債(固定)合計	685	654
繰延税金資産(固定)の純額	10,040	3,861

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年4月30日)	当事業年度 (2018年4月30日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.78	0.54
住民税均等割	1.80	1.47
所得拡大促進税制による税額控除	2.15	-
その他	0.12	0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.17	32.90

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更(商号))

当社は、2018年6月8日開催の取締役会において、2018年11月1日(予定)を効力発生日とする新設分割及び吸収分割(以下、これらをあわせて「本件会社分割」といいます。)により持株会社体制に移行すること、並びに、2018年11月1日(予定)を効力発生日として、当社の商号を「株式会社ラクーンホールディングス」とする定款の一部変更を行うことを決議し、2018年7月28日開催の定時株主総会にて承認されました。

詳細につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	8,256	320	-	1,358	7,218	14,904
	車両運搬具	0	-	-	0	-	-
	工具、器具及び備品	17,573	2,800	-	7,146	13,227	29,825
	計	25,830	3,120	-	8,504	20,446	44,729
無形固定資産	特許出願権等	1,737	603	-	276	2,064	-
	ソフトウェア	106,167	55,320	-	47,029	114,458	-
	ソフトウェア仮勘定	13,645	70,574	63,885	-	20,333	-
	その他	387	-	-	-	387	-
	計	121,937	126,498	63,885	47,306	137,243	-

(注) 1. ソフトウェア仮勘定は自社システム開発中の仕掛勘定であり、完成後、運用開始時点でソフトウェアに振り替えております。

2. 当期増加の主な内訳

工具、器具及び備品	サーバーの取得	2,800千円
ソフトウェア	販売管理システムの内製化に係る開発	8,252千円
	EC スーパーデリバリーのマルチデバイス対応(RWD)	8,116千円
ソフトウェア仮勘定	EC クレジットカード情報のセキュリティ対策強化	7,548千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	708	636	600	744
賞与引当金	25,660	26,405	25,660	26,405
販売促進引当金	8,740	9,950	8,740	9,950

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 <a href="http://www.raccoon.ne.jp/">http://www.raccoon.ne.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第21期)(自 2016年5月1日 至 2017年4月30日) 2017年7月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年7月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第22期第1四半期)(自 2017年5月1日 至 2017年7月31日) 2017年9月12日関東財務局長に提出

(第22期第2四半期)(自 2017年8月1日 至 2017年10月31日) 2017年12月14日関東財務局長に提出

(第22期第3四半期)(自 2017年11月1日 至 2018年1月31日) 2018年3月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2(新設分割)に基づく臨時報告書であります。

2018年6月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号(吸収分割)に基づく臨時報告書であります。

2018年7月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(第22回定時株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年7月30日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽鳥 良彰 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永田 立 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの2017年5月1日から2018年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社の2018年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づき監査証明を行うため、株式会社ラクーンの2018年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ラクーンが2018年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年7月30日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽鳥 良彰 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永田 立 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの2017年5月1日から2018年4月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの2018年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2018年6月8日開催の取締役会において、新設分割及び吸収分割により持株会社体制に移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。